

## ○ステーション賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款、訪問看護事業者特別約款、各種特約セット) ○

### 特 長

- 訪問看護事業者やその業務事業者が業務\*の遂行に伴い、万が一利用者やその家族等の第三者にケガをさせてしまったり、財物を損壊させてしまった場合、その法律上の損害賠償責任を補償します。
- 訪問看護業務を遂行する上で、利用者に対する不当な身体の拘束による自由の侵害・名誉き損ならびに口頭、文書、図画等の表示行為による名誉き損・プライバシーの侵害が発生した場合、それによって事業者もしくは役職員が被る法律上の損害賠償責任について補償します。

※訪問看護事業を行う事業者が併設して行う療養通所介護事業・居宅療養管理指導等を含みます。

### 加入対象者 (日本訪問看護財団の団体会員)

訪問看護ステーションとして都道府県知事の指定を受けた、あるいは指定を受ける予定の事業者

### 被保険者 (補償の対象となる方)

訪問看護事業者およびその業務に従事する使用人(ただし医師は除きます。)

### 対象業務

介護保険法、健康保険法およびその他医療保険各法(労働者災害補償保険法を含みます。)に規定される各種訪問看護事業者が行う業務が対象となります。

### 保険金をお支払いする場合 (事故例)

次のような事故について保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。

1	2	3	4	5
<p>事業者の業務遂行中の対人事故</p>  <p>○消毒が不完全なカテーテルを使用したことにより利用者が感染症を併発してしまった。 ○入浴介助を行う際に誤って利用者を落としてしまい、ケガを負わせてしまった。</p>	<p>事業者の業務遂行中の対物事故</p>  <p>○歩行訓練を行う際に誤って利用者宅の高価な花瓶を落とし、壊してしまった。</p>	<p>事業者が預かった利用者の財物に起因する事故(管理財物の補償に関する特約)</p>  <p>○一時的に預かった利用者の携行品を損壊させてしまった。</p>	<p>人格権の侵害(人格権侵害補償特約)</p>  <p>○利用者について見知ったことを、うっかり他言したところ、プライバシーの侵害で訴えられた。</p>	<p>初期対応費用(初期対応費用等補償特約)</p>  <p>○業務中誤って利用者ケガさせてしまい、お見舞品を購入して持参した。</p>

## お支払いする保険金

- ① 損害賠償金  
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
- ② 損害防止費用  
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用
- ③ 権利保全行使費用  
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- ④ 緊急措置費用  
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 協力費用  
引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
- ⑥ 争訟費用  
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

## 保険金をお支払いできない主な場合

〈共通〉

【次の事由によって生じた事故による損害】

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似に事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

《普通保険約款》

- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任

《特別約款》

- 所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 航空機、自動車の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任

《特約》

- 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事によって生じた損害賠償責任
- 施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- 屋根、樋、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用もしくは管理について、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失による法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果によって生じた損害賠償責任
- 保険契約者の使用人が医師である場合において、その医師の医療上の行為による身体の障害に起因する損害賠償責任
- 次の人格権侵害
  - ・ 不実であることを知りながら行われた人格権侵害
  - ・ 広告宣伝活動、放送活動または出版活動による人格権侵害

など

## 補償内容と保険料

補償内容	支払限度額
対人賠償	1名/1事故1.5億円
対物賠償	1事故1,000万円(管理受託物含む)
人格権侵害	1名/1事故/保険期間中1.5億円
初期対応費用	1事故/保険期間中500万円
(うち見舞金・見舞品)	1事故ごとに1名10万円

※免責金額(自己負担額)はありません。

### 年間保険料

1ステーションあたり

# 10,500円

※中途加入の場合は16ページをご覧ください。  
※什器・備品損害補償セットの場合は8ページをご覧ください。